

北海道根室振興局告示 第39号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい、えぞほかがい、さらがい及びおおみぞがい)(根室振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数及びその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年8月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(ほっきがい及びえぞほかがい)	根海共第21号共同漁業権漁場区域 ただし、北海道漁業調整規則(以下「規則」という。)第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	ア ほっきがい 1月1日から5月31日まで及び 8月1日から12月31日まで イ その他の魚種 1月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に定められた期間とする。	20隻	総トン数15トン未満 ただし、操業区域における共同漁業権行使規則において、魚種ごとに定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶総トン数とする。	ア 根室振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とした魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	〔許可の有効期間〕 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで 〔起業の認可の有効期間〕 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで なお、規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から上記に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 〔申請書の提出先〕 根室振興局産業振興部水産課 〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (2) 〇〇(対象魚種)以外の魚種を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3) 7月11日から9月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (6) 規則第33条第1項に基づく別表第3で定める1から22までの点を順次に結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りでない。 この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長へ報告しなければならない。

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業 (手線第三種漁業) (ほっきがい、えぞばかがい、さらがい及びおおみぞがい)	根海共第19号共同漁業権漁場区域	ア ほっきがい 1月1日から5月31日まで及び 8月1日から12月31日まで イ その他の魚種 1月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に定められた期間とする。	25隻	総トン数15トン未満 ただし、操業区域における共同漁業権行使規則において、魚種ごとに定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶総トン数とする。	ア 根室振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域を対象とした魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	[許可の有効期間] 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで [起業の認可の有効期間] 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで なお、規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から上記に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 [申請書の提出先] 根室振興局産業振興部水産課 [許可の条件] 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (2) 〇〇(対象魚種)以外の魚種を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3) 7月11日から9月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	根海共第25号共同漁業権漁場区域	同上	同上	25隻	同上	同上	同上